

令和6年度

「特定建築物定期調査業務講習会」のご案内

主催：一般財団法人島根県建築住宅センター

建築基準法第12条に基づく定期報告制度については、適切な調査が行われるよう、平成20年4月の施行規則改正により、調査項目、調査方法及び判定基準が明確化されました。

近年起きた社会福祉施設の火災、さらには、平成25年の福岡市診療所火災などの状況から、定期報告が適切に実施され、既存建築物の安全性を向上させることがますます重要な課題となっています。

そこで、定期報告制度及び対象施設の概要並びに調査及び報告書作成の方法等について、下記の日程で講習会を開催いたします。

特定建築物調査業務はもとより、今後の建築設計・工事監理業務に欠かせないものと考えておりますので、特定建築物調査員、一級建築士、二級建築士、建築基準適合判定資格者、行政職員、及び特定建築物等の所有者・管理者の皆様におかれましては、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 開催日・会場

	開催日時	開催会場
浜田会場	7月11日（木） 13時30分～16時00分 （受付13時より）	島根県浜田合同庁舎5階 中会議室 浜田市片庭町254 （定員30名）
松江会場	7月24日（水） 13時30分～16時00分 （受付13時より）	島根県松江合同庁舎6階 601会議室 松江市東津田町1741-1 （定員30名）

2. 講習内容・次第

- (1) 開 会（13：30～13：35）
- (2) 開会挨拶（13：35～13：45）／島根県浜田県土整備事務所建築部長（浜田会場）
島根県松江県土整備事務所建築部長（松江会場）
- (3) 定期報告制度の概要等について（13：45～14：10）
／島根県土木部建築住宅課担当職員
- (4) 定期調査の目的と実施方法／報告書の作成・業務の流れについて（14：20～16：00）
／（一財）島根県建築住宅センター担当職員

3. 受講料 1,000円（当日会場でお支払いください。）

4. テキスト代 6,600円（テキストは必要な方のみお申し込みください。）

（特定建築物定期調査業務基準2021年改訂版／発行：（一財）日本建築防災協会）

※当日ご持参ください。

5. CPD 各会場とも3単位

6. 申込締切日 令和6年7月1日（月）までに、（一財）島根県建築住宅センターのホームページ
（<https://www.shimane-bhc.or.jp/>）の講習会申込フォームからお申し込みください。



〒690-0842 松江市東本町二丁目60番地 すままちプラザ2階
（一財）島根県建築住宅センター TEL 0852-33-7268